

World Anti-Doping CODE 2021

改定ポイント



2021年1月1日から 「世界アンチ・ドーピング規程 (CODE)」が変わります。

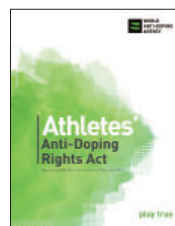
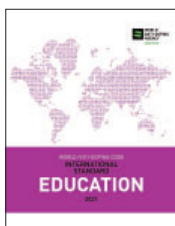
CODEは、ドーピングのないスポーツに参加するアスリートの権利と健康を守るために世界中のアスリートや競技団体などの意見を集約してつくられた、全世界・全スポーツ共通のルールです。

CODEでは、アンチ・ドーピングの基本原則や違反項目、アスリートや競技団体が果たすべき責務・行使できる権利などが定められています。

POINT

1 アスリートの健康・権利の重視と国際基準の追加

- ◆ CODEの基本原則として、アスリートの「健康」と「権利」をより重視
- ◆ CODEに付随する国際基準として、新たに「教育」と「結果管理」の2種が追加



CODEに付随する国際基準は「禁止表」「治療使用特例」等全6種類存在するが、2021年1月より新たに「教育」と「結果管理」の国際基準が追加・施行される

CODE、国際基準で定められているアスリートの権利をまとめた「アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言」が新たに制定される

POINT

2 アスリートの役割と責務が6 → 7へ

- ◆ アスリートの役割と責務として、サポートスタッフの身分を開示することが追加

1



ルールを理解し守る

2



いつでも・どこでも
検査に対応

3



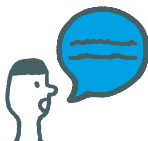
身体に摂り入れるものに
責任を持つ

4



アスリートとしての
自分の立場と責務を伝える

5



過去の違反を正直に伝える

6



ドーピング調査に協力

7



サポートスタッフの 身分を開示

アンチ・ドーピング機関に求められた場合、自身のサポートスタッフの身分を開示すること



POINT

3

アンチ・ドーピング規則違反項目が10 → 11へ

◆ ドーピングに関する情報を提供した「通報者」を守るため、新たに11番目の項が追加

◆ 第9項に「関与の企て」も追加

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <p>① 摂取した尿や血液に禁止物質が存在すること</p> | <p>② 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること</p> | <p>③ ドーピング検査を拒否または避けること</p> | <p>④ 居場所情報関連の義務を果たさないこと</p> |
| <p>⑤ ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする</p> | <p>⑥ 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること</p> | <p>⑦ 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする</p> | <p>⑧ アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること</p> |
| <p>⑨ アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること</p> | <p>⑩ アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと</p> | <p>⑪ ドーピングに関する通報者を阻止したり、通報者に対して報復[※]すること</p> | <p>※「報復」とは通報する本人、その家族、友人の身体、精神、経済的利益を脅かす行為</p> |

POINT

4

違反内容や対象による制裁の厳罰化と軽減措置

- ◆ **厳罰化**
- 「意図的な」違反でないことを証明するには、**禁止物質の体内侵入経路の立証が必要に**
 - 加重事情が存在する場合、**制裁期間が最大2年間加重される**
 - 複数回の違反や悪質な違反以外にも、**標準の制裁期間の上限が永久まで引き上げられた**
- ◆ **軽減化**
- **競技レベルや責任能力の有無(年齢や障がいによる)を考慮し、「要保護者」と「レクリエーション競技者」には制裁措置が軽減**

要保護者

いずれかに該当する競技者

- ・ 16歳未満
- ・ 18歳未満、かつRTPでなく、資格制限のない国際競技大会で競技したことがない者
- ・ 年齢以外の理由により、適用される国内法で行為能力を欠くとされている者

レクリエーション競技者

違反発生時から過去5年間に以下いずれにも該当していない競技者

- ・ 国際レベルまたは国内レベルの競技者
- ・ 国際競技大会において国を代表する者
- ・ RTP/TP(検査対象者登録リスト)登録者

POINT

5

禁止表に新たな概念として「濫用物質」と「特定方法」が追加

- ◆ **濫用物質**とは禁止物質の中でスポーツ以外の社会で頻繁に使われている物質(例:コカイン・ヘロイン、MDMA等)
濫用物質による違反は、競技会外での使用、競技力とは無関係であることを立証した場合、制裁は3か月間となる
- ◆ **特定方法**とは競技力向上以外の目的のために使用される可能性が高い方法
特定方法による違反は、重大な過誤・過失がない場合けん責~2年間の制裁に短縮される

POINT

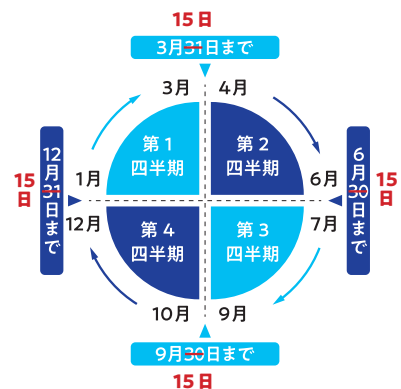
6

RTP/TP対象

居場所情報提出期限の変更

◆ JADAでは、居場所情報の提出期限を従来より**15日早く設定**

※IFよりRTP/TP登録されている方は、IFのルール(期限)に従ってください



POINT

7

18歳未満対象

親権者同意書の提出

◆ **18歳未満のアスリートが競技会に参加する際には、親権者からのドーピング検査に関する同意書の提出が必要**
参加する競技会の情報(大会要項、エントリーシート等、大会主催者からの情報)を必ず確認し、対応ください

※18歳未満のアスリートの親権者の同意を取得する責務が、競技会主催者から検査管轄機関に変更となりました